

特定調達品目及び判断の基準等（案）

（変更関連箇所抜粋）

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|----------------|--|
| 文具類共通 | <p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注） 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。</p> |
| シャープペンシル | 【配慮事項】 残芯が少ないこと。 |
| シャープペンシル 替芯 | 〔容器に適用〕 |
| ボールペン | 【配慮事項】 芯が交換できること。 |
| マーキングペン | 【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。 |
| 鉛筆 | |
| スタンプ台 | 【配慮事項】 |
| 朱肉 | インク又は液が補充できること。 |
| 印章セット | 【配慮事項】 液が補充できること。 |
| ゴム印 | |
| 回転ゴム印 | |
| 定規 | |
| トレー | |
| 消しゴム | 〔巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕 |
| ステープラー | |

| | |
|------------------------|---|
| ステーブラー針リムーバー | 【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。 |
| 連射式クリップ <u>(本体)</u> | |
| 事務用修正具(テープ) | 【配慮事項】 消耗品が交換できること。 |
| 事務用修正具(液状) | 〔容器に適用〕 |
| クラフトテープ | 【判断の基準】 テープ基材については古紙配合率40%以上であること。 【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 |
| 粘着テープ(布粘着) | 【判断の基準】 テープ基材(<u>ラミネート層を除く。</u>)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 |
| 両面粘着紙テープ | 【判断の基準】 テープ基材については古紙配合率40%以上であること。 |
| 製本テープ | 〔テープ基材に適用〕 |
| ブックスタンド | |
| ペンスタンド | |
| クリップケース | |
| はさみ | 【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。 |
| マグネット(玉) | |
| マグネット(バー) | |
| テープカッター | |
| パンチ(手動) | |
| モルトケース(紙めくり用スポンジケース) | |
| 紙めくりクリーム | 〔容器に適用〕 |
| 鉛筆削(手動) | 【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。 |
| OAクリーナー(ウェットタイプ) | 〔容器に適用〕 【配慮事項】 内容物が補充できること。 |
| OAクリーナー(液タイプ) | |
| <u>ダストブローア</u> | 【判断の基準】 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <u>オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。</u> |
| レターケース | |
| メディアケース (FD・CD・MO用) | |
| マウスパッド | |
| OAフィルター (デスクトップ (CRT・液晶) 用) | |
| 丸刃式紙裁断機 | 【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。 |
| カッターナイフ | |
| カッティングマット | 【配慮事項】 マットの両面が使用できること。 |
| デスクマット | |
| OHP フィルム | 【判断の基準】 <u>次のいずれかの要件をみたすこと。</u> <u>再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</u> <u>インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</u> |
| 絵筆 | |
| 絵の具 | 〔容器に適用〕 |
| 墨汁 | 〔容器に適用〕 |
| のり(液状) <u>(補充用を含む。)</u> | 〔容器に適用〕 【配慮事項】 |
| のり(澱粉のり) <u>(補充用を含む。)</u> | 内容物が補充できること。 |
| のり(固形) | 〔容器・ケースに適用〕 |
| のり(テープ) | 【配慮事項】 消耗品が交換できること。 |
| ファイル | 【判断の基準】 <u>次のいずれかの要件をみたすこと。</u> <u>文具共通の判断の基準を満たすこと。</u> <u>クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</u> 【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 |
| バインダー | 【配慮事項】 |

| | |
|--------------------|--|
| | 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。 |
| ファイリング用品 | |
| アルバム | |
| つづりひも | |
| カードケース | |
| 事務用封筒(紙製) | 【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。 |
| 窓付き封筒(紙製) | 【判断の基準】 古紙配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。〕 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 |
| けい紙 | 【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工されているものについては塗工量が両面で30 g / m ² 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 |
| 起案用紙 | |
| ノート | |
| タックラベル | 【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 |
| インデックス | |
| 付箋紙 | |
| <u>付箋フィルム</u> | <u>【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用されていること。</u> |
| 黒板拭き | |
| ホワイトボード用 レーザー | |
| 額縁 | |
| ごみ箱 | |
| リサイクルボックス | |
| 缶・ボトルつぶし 機(手動) | |
| 名札(机上用) | |
| 名札(衣服取付 型・首下げ型) | |

備考) 1 「ステーブラー」には、針を用いない方式のものを含む。

~~2 「のり(液状)」及び「のり(澱粉のり)」には、補充用品を含む。~~

3-2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具) コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。

~~4-3~~ 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

~~5-4~~ 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

~~6-5~~ 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条に定められた係数とする。

7 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| いす | <p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 また材料からのホルムアルデヒドの放出量は放散速度が、<u>4.5mg/L以下0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの</u>であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 <u>塗装に有機溶剤の少ない塗料が使用されていること。</u> <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
| 机 | |
| 棚 | |
| 収納用什器（棚以外） | |
| ロ - パ - ティション | |
| コートハンガー | |
| 傘立て | |
| 掲示板 | |
| 黒板 | |
| ホワイトボード | |

備考) 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

| | |
|---------|---------|
| 平均値 | 最大値 |
| 0.5mg/L | 0.7mg/L |

3-4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--|--|
| <p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p> | <p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>< 個別事項 > コピー機 ア . コピー機 (毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。) にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと (表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。) イ . 大判コピー機 (カラーコピー機能を有するものを除く。) にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 複合機 (大判複合機を除く。) にあつては表 4 に示された区分ごとの基準、大判複合機にあつては表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア . 拡張性のあるデジタルコピー機 (拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。) のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの (毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。) にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと (表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。) イ . 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|--|--|

備考) 1 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17" x 22" サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタ

ルコピー機をいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 今後、次の事項について検討を行うこととする。

一度使用された製品からの再使用部品が相当程度使用されている製品について、再使用部品の利用率の観点から、判断の基準への追加

実使用を考慮した時のエネルギー消費効率に影響する低電力モード又はオフモード（スリープモード）からの復帰時間について、判断の基準の見直し

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

| コピー速度(CPM：1分当たりのコピー枚数) | 基準エネルギー消費効率 | | | | 両面コピー機能 |
|------------------------|-------------|-------|--------------|---------|---------|
| | A 4 機 | B 4 機 | A 3 機 | A 3 Y 機 | |
| 0 < CPM 10 | 11 | | 19 | 27 | 推奨 |
| 10 < CPM 20 | <u>— 17</u> | | 55 | 77 | |
| 20 < CPM 30 | | 85 | 99 | 139 | 必須 |
| 30 < CPM 40 | 88 | 108 | 125 | 175 | |
| 40 < CPM 50 | 123 | 151 | 176 | 246 | |
| 50 < CPM 60 | 144 | 176 | 205 | 287 | |
| 60 < CPM 70 | 180 | 221 | 257 | 383 | |
| 70 < CPM 80 | 200 | 246 | <u>— 286</u> | 433 | |
| 80 < CPM 85 | 258 | 317 | 369 | 483 | |

- 備考) 1 「A 4 機」、「B 4 機」、「A 3 機」及び「A 3 Y 機」とは、それぞれ A 4 版の短辺、B 4 版の短辺、A 3 版の短辺及び A 3 版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A 4 版普通紙へ連続複写を行った場合の 1 分当たりのコピー枚数をいう。
 - 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表 2 について同じ。
 - 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 2 について同じ。
 - 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 2 について同じ。
 - 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく通商産業省告示第 193 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準（表1「 」印部分）

| コピー速度 (CPM:1分当たりのコピー枚数) | 低電力モード消費電力 | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードからの復帰時間 | オフモード消費電力 | オフモードへの移行時間 | 両面コピー機能 |
|----------------------------|-----------------|--------------|---------------|-----------|-------------|---------|
| 0 < CPM 20 | - | - | - | 5W | 30分 | 推奨 |
| 20 < CPM 44 | 3.85 × CPM + 5W | 15分 | 30秒 | 15W | 60分 | 必須 |

| | | | | | | |
|----------|---------------|-----|-------------|-----|-----|----|
| 44 < CPM | 3.85 × CPM+5W | 15分 | 30秒 (推奨) | 20W | 90分 | 必須 |
|----------|---------------|-----|-------------|-----|-----|----|

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。

A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。

A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

| コピー速度 (CPM:1分当たりのコ ピー枚数) | 低電力モード 消費電力 | 低電力モード への 移行時間 | 低電力モード からの 復帰時間 | オフモード 消費電力 | オフモード への 移行時間 |
|--------------------------------|----------------|----------------------|-----------------------|---------------|---------------------|
| 0 < CPM 40 | - | - | - | 10W | 30分 |
| 40 < CPM | 3.85 × CPM+5W | 15分 | 30秒 (推奨) | 20W | 90分 |

表4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

| 画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力 枚数) | 低電力モード 消費電力 | 低電力モード からの 復帰時間 | スリープ モード 消費電力 | スリープ モード への移行時間 | 両面 コピー 機能 |
|--------------------------------|----------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|-----------------|
| 0 < IPM 10 | - | - | 25W | 15分 | 推奨 |
| 10 < IPM 20 | - | - | 70W | 30分 | 推奨 |
| 20 < IPM 44 | 3.85 × IPM+50W | 30秒 | 80W | 60分 | 必須 |
| 44 < IPM 100 | 3.85 × IPM+50W | 30秒(推奨) | 95W | 90分 | 必須 |
| 100 < IPM | 3.85 × IPM+50W | 30秒(推奨) | 105W | 120分 | 必須 |

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5" × 11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5から7について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

| 画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数) | 低電力モード 消費電力 | 低電力モード からの復帰時間 | スリープモード 消費電力 | スリープモード への移行時間 |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 0 < IPM 40 | - | - | 70W | 30分 |
| 40 < IPM | $4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$ | 30秒(推奨) | 105W | 90分 |

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

| 画像再生速度 (IPM:1分当たりの出力枚数) | 低電力モード 消費電力 | 低電力モード からの 復帰時間 | オフモード 消費電力 | オフモード への 移行時間 | 両面コピー 機能 |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------|---------------------|-------------|
| 0 < IPM 10 | - | - | 5W | 15分 | 推奨 |
| 10 < IPM 20 | - | - | 5W | 30分 | 推奨 |
| 20 < IPM 44 | $3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$ | 30秒 | 15W | 60分 | 必須 |
| 44 < IPM 100 | $3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$ | 30秒(推奨) | 20W | 90分 | 必須 |
| 100 < IPM | $3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$ | 30秒(推奨) | 20W | 120分 | 必須 |

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

| 画像再生速度(IPM:1分 当たりの出力枚数) | 低電力モード 消費電力 | 低電力モード からの復帰時間 | オフモード 消費電力 | オフモードへの 移行時間 |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------------|---------------|-----------------|
| 0 < IPM 40 | - | - | 65W | 30分 |
| 40 < IPM | $4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$ | - | 100W | 90分 |

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-------|---|
| 電子計算機 | <p>【判断の基準】</p> <p>表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>使用済製品（使用済二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|-------|---|

備考) 1 電子計算機のうち次のいずれかに該当するものは、「電子計算機」に含まれないものとする。

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき1万メガ演算以上のもの

100以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

| 区 分 | | | 基準エネルギー消費効率 |
|---------------------------|--------------|--------------------|-------------|
| 電子計算機の種別 | 入出力用信号伝送路の本数 | 主記憶容量 | |
| サーバ型電子計算機 | 32本以上 | | 21 |
| | 16本以上 32本未満 | | 3.6 |
| | 8本以上 16本未満 | 16ギガバイト以上 | 2 |
| | | 4ギガバイト以上 16ギガバイト未満 | 2 |
| | | 4ギガバイト未満 | 1.4 |
| | 4本以上 8本未満 | 16ギガバイト以上 | 1.8 |
| | | 4ギガバイト以上 16ギガバイト未満 | 0.41 |
| | | 4ギガバイト未満 | 0.41 |
| | 4本未満 | 16ギガバイト以上 | 1.8 |
| | | 4ギガバイト以上 16ギガバイト未満 | 0.41 |
| 2ギガバイト以上 4ギガバイト未満 | | 0.29 | |
| 2ギガバイト未満 | | 0.28 | |
| クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの | 2本以上 4本未満 | 2ギガバイト以上 4ギガバイト未満 | 0.19 |
| | | 1ギガバイト以上 2ギガバイト未満 | 0.19 |
| | | 1ギガバイト未満 | 0.16 |
| | 2本未満 | 2ギガバイト以上 4ギガバイト未満 | 0.19 |
| | | 1ギガバイト以上 2ギガバイト未満 | 0.12 |
| | | 1ギガバイト未満 | 0.043 |
| クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの | | | 0.0065 |

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」とは、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路（当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。）から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のもの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの（グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。）であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて電力線から電力供給を受けることなくしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5 - 3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>プリンタ</p> <p>プリンタ/ファクシミリ兼用機</p> | <p>【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|-----------------------------------|--|

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 **【判断の基準】** ~ において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

| 印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数) | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|---------------------------|--------------|-------------|
| 0 < PPM 10 | 5分 | 10W |
| 10 < PPM 20 | 15分 | 20W |
| 20 < PPM 30 | 30分 | 30W |
| 30 < PPM 44 | 60分 | 40W |
| 44 < PPM | 60分 | 75W |

備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表2、4及び5について同じ。

大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズの内紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズの内紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。

A2サイズの内紙は、印刷枚数を4倍すること。

A1サイズの内紙は、印刷枚数を8倍すること。

A0サイズの内紙は、印刷枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表2から5についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成13年3月30日平成13・03・23資第5号)別表第2による。以下表2から5について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2から5について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表2から5について同じ。
- 7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

| 印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数) | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|---------------------------|--------------|-------------|
| 0 < PPM 10 | 30分 | 35W |
| 10 < PPM 20 | 60分 | 45W |
| 20 < PPM | 60分 | 70W |

備考) 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A3サイズの内紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

| 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|--------------|-------------|
| 30分 | 28W |

備考) 2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表4 大判プリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

| 印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数) | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|--------------------------|--------------|-------------|
| 0 < PPM 10 | 30分 | 35W |
| 10 < PPM 40 | 30分 | 65W |
| 40 < PPM | 90分 | 100W |

表5 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

| 印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数) | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|-----------------------------|--------------|-------------|
| 0 < PPM 7 | 15分 | 15W |
| 7 < PPM 14 | 30分 | 30W |
| 14 < PPM, 及びハイエンドカラープリンタ | 60分 | 45W |

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------|--|
| ファクシミリ | <p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|--------|--|

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

| 印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数) | 低電力モードへの移行時間 | 低電力モードの消費電力 |
|--------------------------|--------------|-------------|
| 0 < PPM 10 | 5分 | 10W |
| 10 < PPM | 5分 | 15W |

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|--|
| スキャナ | <p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|------|--|

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 スキャナに係る移行時間等の基準

| 移行時間 | 低電力モード消費電力 |
|------|------------|
| 15分 | 12W |

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------|---|
| ディスプレイ | <p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|--------|---|

- 備考) 1 「ディスプレイ」とは、電子計算機の表示装置として使用する標準的なディスプレイを対象とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

| 低電力モード消費電力 | ディープスリープモード消費電力 |
|------------|-----------------|
| 15W | 8W |

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。
- 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
- 3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 8 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------|--|
| シュレッダー | <p>【判断の基準】 待機電力(ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力)が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u> 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> |
|--------|--|

備考) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まれないものとする。

裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 3 「待機電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

表 シュレッダーに係るその裁断モーターの出力等の区分ごとの待機電力の基準

| 区分 | | 待機電力(低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力) |
|-----------------|------------|---|
| 裁断モーターの出力 | オートスタートの有無 | |
| 100W 未満 | 有 / 無 | < 2.5W |
| 100W 以上 500W 未満 | 有 | < 3.0W |
| | 無 | < 2.0W |

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

- 2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

3 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に 10 分以下にセットする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 9 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|---|
| デジタル印刷機 | <p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|---------|---|

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

| | | デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W) | | | |
|-------------|----------|----------------------|----------------|------------------|----------------|
| | | A 3 対応機 | | B 4 対応機, A 4 対応機 | |
| | | プリンタ機能 作動時 | プリンタ機能 非作動時 | プリンタ機能 作動時 | プリンタ機能 非作動時 |
| プリンタ機能標準装備型 | | 35.5 | 28 | 22 | 20 |
| 上記以外 | プリンタ機能あり | 35.5 | | 22 | |
| | プリンタ機能なし | | 24 | | 19 |

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 3 「A 3 対応機」、「B 4 対応機」、「A 4 対応機」とは、次による。
A 3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの
B 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの
A 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの
- 4 低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に 5 分以下にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値とする。

5 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ Aの測定終了後1版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、Bの測定条件

| | |
|------------|---|
| 一版当たりの印刷枚数 | 200枚/版 |
| 一時間の製版枚数 | 2版 |
| 一時間の印刷枚数 | 400枚/時 |
| 印刷速度 | 工場出荷時に設定された電源投入時の速度 |
| テストチャート | A4、画像面積比率4～7% |
| 標準印刷用紙 | 64g/m ² の上質紙（JIS P3101印刷用紙A） または同等品 |
| 測定時の環境条件 | 温度：21±3 / 湿度：65±10% 測定前に12時間以上放置 |

プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。

低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値を用いる。

プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6. 家電製品

6 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|---|
| 電気冷蔵庫 | <p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 <u>冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン</u>が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に<u>可能な限り</u>地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 <u>塗装に有機溶剤の少ない塗料が使用されていること。</u> <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
| 電気冷凍庫 | |
| 電気冷凍冷蔵庫 | |

備考) 1 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫のうち次のいずれかに該当するものは、「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式

| 区 分 | | 年間消費電力量算定式 |
|---------|-------------------------|---|
| 電気冷蔵庫 | 冷気自然対流方式のもの | $E=0.427(\text{kWh}/\text{年}\cdot I)$ |
| | 冷気強制循環方式のもの | $\times V_{\text{adj}}(I)+178(\text{kWh}/\text{年})$ |
| 電気冷凍庫 | 冷気自然対流方式のもの | $E=0.281(\text{kWh}/\text{年}\cdot I)$ |
| | 冷気強制循環方式のもの | $\times V_{\text{adj}}(I)+353(\text{kWh}/\text{年})$ |
| 電気冷凍冷蔵庫 | 冷気自然対流方式のもの | $E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot I)$ |
| | 冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの | $E=0.507(\text{kWh}/\text{年}\cdot I)$ |
| | 冷気強制循環方式のもので上段以外のもの | $E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot I)$ |
| | | $\times V_{\text{adj}}(I)+340(\text{kWh}/\text{年})$ |

備考) 1 E及びVは、次の数値を表す。

E : 年間消費電力量 (kWh/年)

Vadj : 調整内容積 (単位 : l)

冷凍室がスリスター室タイプ (平均冷凍負荷温度が -18 以下) の電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{adj} = 2.15 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

冷凍室がツースター室タイプ (平均冷凍負荷温度が -12 以下) の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{adj} = 1.85 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

冷凍室がワンスター室タイプ (平均冷凍負荷温度が -6 以下) の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$V_{adj} = 1.55 \times V$ (冷凍室の定格内容積) + V (冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積)

- 2 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 3 年間消費電力量の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 704 号 (平成 11 年 12 月 22 日) の「 2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

6 - 2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----------|---|
| テレビジョン受信機 | <p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 液晶テレビであること。 液晶テレビ以外のテレビジョン受信機にあっては、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|-----------|---|

備考) 1 「液晶テレビ以外のテレビジョン受信機」はブラウン管を有するものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

産業用のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

インターネット機能内蔵のもの

デジタルバーサタイルディスク内蔵のもの

フロッピーディスクドライブ内蔵のもの

水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 テレビジョン受信機に係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

| テレビジョン受信機の形態 | 区 分 | 基準エネルギー消費効率算定式 |
|---|--------------------------------|-------------------------|
| | 機能 | |
| ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。) | V T R 内蔵のもの以外 | $E_{\text{TV}}=2.5S+32$ |
| | V T R 内蔵のもの | $E_{\text{TV}}=2.5S+60$ |
| ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。) | V T R 内蔵のもの以外 | $E_{\text{TV}}=5.1S-4$ |
| | V T R 内蔵のもの | $E_{\text{TV}}=5.1S+24$ |
| ワイドテレビ | V T R 内蔵のもの以外であって付加機能がないもの | $E_{\text{TV}}=5.1S-11$ |
| | V T R 内蔵のもの | $E_{\text{TV}}=5.1S+17$ |
| | V T R 内蔵のもの以外であって付加機能を 1 有するもの | $E_{\text{TV}}=5.1S+6$ |
| | V T R 内蔵のもの以外であって付加機能を 2 有するもの | $E_{\text{TV}}=5.1S+13$ |

| | | |
|----------------------------|---------------------------|---------------|
| | VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの | $E_M=5.1S+59$ |
| 倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ | | $E_M=5.5S+72$ |
| 倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの | | $E_M=5.5S+41$ |

備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数 525 本のもの)であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2 チューナー 2 画面分割機能、文字多重放送受信機能及び MUSE - NTSC コンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数 1,125 本であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビのうち、MUSE デコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6 E_M 及び S は次の数値を表すものとする。

E_M : 基準エネルギー消費効率(単位 kW 時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 192 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が 0.5% 以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス 5 mm 以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。

この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあっては 10 を、ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあっては 25 をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 3 ビデオテープレコーダー

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-------------|---|
| ビデオテープレコーダー | <p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|-------------|---|

備考) 1 「ビデオテープレコーダー」は交流の回路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

産業用のもの

音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの

走査線数が1,125本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの

再生機能のみを有する構造のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ビデオテープレコーダーに係る基準エネルギー消費効率の基準

| 区 分 | 基準エネルギー消費効率 |
|--|-------------|
| 水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの | 2.5 |
| 水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの | 2.0 |
| 水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの | 2.2 |
| 水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの | 1.7 |

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 4 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------|---|
| 電気便座 | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|------|---|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「電気便座」に含まれないものとする。

他の給湯設備から温水の供給を受けるのもの

温水洗浄装置のみのも

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | 基準エネルギー消費効率 |
|------------------------|---------------------------|
| 暖房便座 | 162 |
| 温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの | 189 |
| 温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの | $P = 38.3 \times L + 243$ |

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

- 3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P：基準エネルギー消費効率（単位 kWh/年）

L：貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位 ）

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第436号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7. エアコンディショナー等

7-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------|--|
| エアコンディショナー | <p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|------------|--|

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

冷房能力が28kWを超えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

| ユニットの形態 | 区 分 | | 基準冷暖房平均 エネルギー消費 効率 |
|---|------------------|--|--------------------------|
| | 冷房能力 | | |
| 直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの | | | 2.85 |
| 直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 2.5kW 以下 | | 5.27 |
| | 2.5kW 超 3.2kW 以下 | | 4.90 |
| | 3.2kW 超 4.0kW 以下 | | 3.65 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | | 3.17 |
| | 7.1kW 超 | | 3.10 |
| 直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 2.5kW 以下 | | 3.96 |
| | 2.5kW 超 3.2kW 以下 | | 3.96 |
| | 3.2kW 超 4.0kW 以下 | | 3.20 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | | 3.12 |
| | 7.1kW 超 | | 3.06 |
| ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 4.0kW 以下 | | 3.02 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | | 3.02 |
| | 7.1kW 超 | | 3.02 |
| マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの | 4.0kW 以下 | | 4.12 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | | 3.23 |
| | 7.1kW 超 | | 3.07 |

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

| 区 分 | | 基準冷房エネルギー消費効率 |
|--|------------------|---------------|
| ユニットの形態 | 冷房能力 | |
| 直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの | | 2.67 |
| 直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 2.5kW 以下 | 3.64 |
| | 2.5kW 超 3.2kW 以下 | 3.64 |
| | 3.2kW 超 4.0kW 以下 | 3.08 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | 2.91 |
| | 7.1kW 超 | 2.81 |
| 直吹き形でその他のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 4.0kW 以下 | 2.88 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | 2.85 |
| | 7.1kW 超 | 2.85 |
| ダクト接続形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。) | 4.0kW 以下 | 2.72 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | 2.71 |
| | 7.1kW 超 | 2.71 |
| マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの | 4.0kW 以下 | 3.23 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | 3.23 |
| | 7.1kW 超 | 2.47 |

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|----------------------|--|
| <p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> | <p>【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、4.081.10を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|----------------------|--|

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec：冷房消費電力（単位 kW）を 1kWh につき ~~40,250~~10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

Ch：暖房標準能力（単位 kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位 kW）

Eeh：暖房消費電力（単位 kW）を 1kWh につき ~~40,250~~10,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。

5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 3 ストープ

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-------------|--|
| <u>ストーブ</u> | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|-------------|--|

備考) 1 「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

開放式のもの

都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

半密閉式ガスストーブ

最大の燃料消費量が 4.0 /h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

最大の燃料消費量が 2.75 /h を超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | 基準エネルギー消費効率 |
|-----|-------------|
| 密閉式 | 82.0 |

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

| 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 又はその算定式 |
|-------|-------------------------------------|------------------------|
| 給排気方式 | 伝熱方式 | |
| 密閉式 | 自然対流式 | 83.5 |
| | 強制対流式 | 86.0 |
| 半密閉式 | 放射式 | 69.0 |
| | 放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 /h 以下のもの | 67.0 |
| | 放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 /h を越えるもの | $E = -3.0L + 71.5$ |

備考) 1 E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位： /h）

- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 432 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のスーブの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 . 温水器等

8 - 1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------------|---|
| <u>電気給湯器</u> | <p>【判断の基準】 ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|--------------|---|

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

| 項目 | 定格加熱条件 (単位：) |
|----------------|---------------|
| 外気温度 (DB / WB) | 16 / 12 |
| 給水温度 | 17 |
| 出湯温度 | 65 |

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：)

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電気給湯器の調達総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

8 - 2 ガス温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| <u>ガス温水機器</u> | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|---------------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

暖房兼用のもの

浴室内に設置する構造のガスふろがまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | | | | 基準エネルギー消費効率 |
|--------------------------------------|----------------|-------|--|--|
| ガス温水機器の種別 | 通気方式 | 循環方式 | 給排気方式 | |
| ガス瞬間湯沸器 | 自然通気式 | | 開放式 | 83.5 |
| | | | 開放式以外のもの | 78.0 |
| | 強制通気式 | | 屋外式以外のもの | 80.0 |
| | | | 屋外式 | 82.0 |
| ガスふろがま（給湯付のもの以外） | 自然通気式 | 自然循環式 | 半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの） | 75.5 |
| | | | 密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外） | 71.0 |
| | | | 屋外式 | 76.4 |
| | 強制通気式 | 自然循環式 | | 70.8 |
| | | | 強制循環式 | 77.0 |
| | ガスふろがま（給湯付のもの） | 自然通気式 | 自然循環式 | 半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの） |
| 密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外） | | | | 77.0 |
| 屋外式 | | | | 78.9 |
| 強制通気式 | | 自然循環式 | | 76.1 |
| | | | 強制循環式 | 78.8 |
| | | | 強制循環式 | 屋外式 |

備考) 1 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 434 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 - 3 石油温水機器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| <u>石油温水機器</u> | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|---------------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ポット式バーナー付きふろがま
- 業務の用に供するために製造されたもの
- 薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

| 用途 | 区 分 | | 基準エネルギー消費効率 |
|-------------------|-------------------|-----------------|-------------|
| | 加熱形態 | 給排気方式 又は制御方式 | |
| 給湯用のもの | 瞬間形 | | 86.0 |
| | 貯湯式であって急速加熱形のもの | | 87.0 |
| | 貯湯式であって急速加熱形以外のもの | | 85.0 |
| 暖房用のもの | 瞬間形 | 開放形 | 85.3 |
| | | 半密閉式 | 79.4 |
| | | 密閉式 | 82.1 |
| | 貯湯式であって急速加熱形のもの | オン - オフ制御 | 87.0 |
| | | オン - オフ制御以外のもの | 82.0 |
| 貯湯式であって急速加熱形以外のもの | | 84.0 | |
| 浴用のもの | 伝熱筒のあるもの | | 75.0 |
| | 伝熱筒のないもの | | 61.0 |

備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものを用い、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン・オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 435 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8 - 4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------|--|
| ガス調理機器 | <p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> |
|--------|--|

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープン

業務の用に供するために製造されたもの

都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

ガスグリル

ガスクッキングテーブル

ガス炊飯器

カセットこんろ

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス調理機器に係る基準エネルギー消費効率

| 区 分 | | | 基準エネルギー消費効率 |
|-----------|--------------|--------|-------------|
| ガス調理機器の種別 | 設置形態 | バーナーの数 | |
| ガスこんろ | 卓上形 | | 51.0 |
| | 組込形 | | 48.5 |
| ガスグリル付こんろ | 卓上形 | 2口以下 | 56.3 |
| | | 3口以上 | 52.4 |
| | 組込形 | 2口以下 | 53.0 |
| | | 3口以上 | 55.6 |
| | キャビネット形又は据置形 | | 49.7 |
| ガスレンジ | | | 48.4 |

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 433 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8.9 . 照明

8.9 - 1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|---|
| 蛍光灯照明器具 | <p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hfインバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 <u>塗装に有機溶剤の少ない塗料が使用されていること。</u> <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
|---------|---|

備考) 1 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40形未満の蛍光灯を使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

2 高効率白色LEDを用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後、技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

表 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

| 区 分 | 基準エネルギー消費効率 |
|--|-------------|
| 1 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの | 79.0 |
| 2 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの | 71.0 |
| 3 直管形 40 形スタータ形蛍光灯を用いるもの | 60.5 |
| 4 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって電子安定器式のもの | 77.0 |
| 5 直管形 20 形スタータ形蛍光灯を用いるものであって磁気安定器式のもの | 49.0 |
| 6 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 72 を超えるもの | 81.0 |
| 7 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの | 82.0 |
| 8 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの | 75.5 |
| 9 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの | 59.0 |
| 10 コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンド | 62.5 |

| | |
|-----------------------|------|
| 11 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド | 61.5 |
|-----------------------|------|

- 備考
- 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
 - 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
 - 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
 - 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9.1.0 . 自動車等

9.1.0 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----|--|
| 自動車 | <p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 燃料電池自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p> |
|-----|--|

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

- 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の平成12年度基準排出ガスの75%低減レベル、平成17年度基準排出ガス50%低減レベル又は平成17年度基準排出ガス75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | 10・15モード燃費 |
|-------------------------|------------|
| 車両重量が 703kg未満 | 21.2km/l以上 |
| 車両重量が 703kg以上 828kg未満 | 18.8km/l以上 |
| 車両重量が 828kg以上1,016kg未満 | 17.9km/l以上 |
| 車両重量が1,016kg以上1,266kg未満 | 16.0km/l以上 |
| 車両重量が1,266kg以上1,516kg未満 | 13.0km/l以上 |
| 車両重量が1,516kg以上1,766kg未満 | 10.5km/l以上 |
| 車両重量が1,766kg以上2,016kg未満 | 8.9km/l以上 |
| 車両重量が2,016kg以上2,266kg未満 | 7.8km/l以上 |
| 車両重量が2,266kg以上 | 6.4km/l以上 |

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | 10・15モード燃費 |
|-------------------------|------------|
| 車両重量が1,016kg未満 | 18.9km/l以上 |
| 車両重量が1,016kg以上1,266kg未満 | 16.2km/l以上 |
| 車両重量が1,266kg以上1,516kg未満 | 13.2km/l以上 |
| 車両重量が1,516kg以上1,766kg未満 | 11.9km/l以上 |
| 車両重量が1,766kg以上2,016kg未満 | 10.8km/l以上 |
| 車両重量が2,016kg以上2,266kg未満 | 9.8km/l以上 |
| 車両重量が2,266kg以上 | 8.7km/l以上 |

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | 10・15モード燃費 |
|-------------------------|----------------------------|
| 車両重量が 703kg未満 | 46.6 15.9km/l以上 |
| 車両重量が 703kg以上 828kg未満 | 44.7 14.1km/l以上 |
| 車両重量が 828kg以上1,016kg未満 | 44.0 13.5km/l以上 |
| 車両重量が1,016kg以上1,266kg未満 | 42.5 12.0km/l以上 |
| 車両重量が1,266kg以上1,516kg未満 | 40.2 9.8km/l以上 |
| 車両重量が1,516kg以上1,766kg未満 | 8.2 7.9km/l以上 |
| 車両重量が1,766kg以上2,016kg未満 | 7.0 6.7km/l以上 |
| 車両重量が2,016kg以上2,266kg未満 | 6.4 5.9km/l以上 |
| 車両重量が2,266kg以上 | 5.0 4.8km/l以上 |

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | | | | 10・15モード 燃費 |
|------------------------------|-----------------|--------------------|------------|----------------|
| 自動車の種別 | 変速装置の方式 | 車両重量 | 自動車の構造 | |
| 軽貨物車 | 手 動 式 | 703kg未満 | 構造 A | 20.2km/l以上 |
| | | | 構造 B | 17.0km/l以上 |
| | | 703kg以上 828kg未満 | 構造 A | 18.0km/l以上 |
| | | | 構造 B | 16.7km/l以上 |
| | | 828kg以上 | | 15.5km/l以上 |
| | | 手動式以外のもの | 703kg未満 | 構造 A |
| | 構造 B | | | 16.2km/l以上 |
| | 703kg以上 828kg未満 | | 構造 A | 16.5km/l以上 |
| | | | 構造 B | 15.5km/l以上 |
| | 828kg以上 | | 14.9km/l以上 | |
| 車両総重量が 1.7t以下のもの | 手 動 式 | 1,016kg未満 | | 17.8km/l以上 |
| | | 1,016kg以上 | | 15.7km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | 1,016kg未満 | | 14.9km/l以上 |
| | | 1,016kg以上 | | 13.8km/l以上 |
| 車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの | 手 動 式 | 1,266kg未満 | 構造 A | 14.5km/l以上 |
| | | | 構造 B | 12.3km/l以上 |
| | | 1,266kg以上1,516kg未満 | | 10.7km/l以上 |
| | 1,516kg以上 | | 9.3km/l以上 | |
| | 手動式以外のもの | 1,266kg未満 | 構造 A | 12.5km/l以上 |
| | | | 構造 B | 11.2km/l以上 |
| 1,266kg以上 | | 10.3km/l以上 | | |

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | | | | 10・15モード 燃費 |
|------------------------------|-----------|--------------------|-----------|----------------|
| 自動車の種別 | 変速装置の方式 | 車両重量 | 自動車の構造 | |
| 車両総重量が 1.7t以下のもの | 手 動 式 | | | 17.7km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | | | 15.1km/l以上 |
| 車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの | 手 動 式 | 1,266kg未満 | 構造 A | 17.4km/l以上 |
| | | | 構造 B | 14.6km/l以上 |
| | | 1,266kg以上1,516kg未満 | | 14.1km/l以上 |
| | | 1,516kg以上 | | 12.5km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | 1,266kg未満 | 構造 A | 14.5km/l以上 |
| | | | 構造 B | 12.6km/l以上 |
| | | 1,266kg以上1,516kg未満 | | 12.3km/l以上 |
| | | 1,516kg以上1,766kg未満 | | 10.8km/l以上 |
| | 1,766kg以上 | | 9.9km/l以上 | |

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

| 区 分 | | | | 10・15モード 燃費 |
|------------------------------|-----------|--------------------|------------|----------------|
| 自動車の種別 | 変速装置の方式 | 車両重量 | 自動車の構造 | |
| 軽貨物車 | 手 動 式 | 703kg未満 | 構造 A | 15.8km/l以上 |
| | | | 構造 B | 13.3km/l以上 |
| | | 703kg以上 828kg未満 | 構造 A | 14.1km/l以上 |
| | | 構造 B | 13.1km/l以上 | |
| | | 828kg以上 | | 12.1km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | 703kg未満 | 構造 A | 14.8km/l以上 |
| | | | 構造 B | 12.7km/l以上 |
| | | 703kg以上 828kg未満 | 構造 A | 12.9km/l以上 |
| | 構造 B | 12.1km/l以上 | | |
| | 828kg以上 | | 11.7km/l以上 | |
| 車両総重量が 1.7t以下のもの | 手 動 式 | 1,016kg未満 | | 13.9km/l以上 |
| | | 1,016kg以上 | | 12.3km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | 1,016kg未満 | | 11.7km/l以上 |
| | | 1,016kg以上 | | 10.8km/l以上 |
| 車両総重量が 1.7t超2.5t以下 のもの | 手 動 式 | 1,266kg未満 | 構造 A | 11.3km/l以上 |
| | | | 構造 B | 9.6km/l以上 |
| | | 1,266kg以上1,516kg未満 | | 8.4km/l以上 |
| | | 1,516kg以上 | | 7.3km/l以上 |
| | 手動式以外のもの | 1,266kg未満 | 構造 A | 9.8km/l以上 |
| | | | 構造 B | 8.8km/l以上 |
| | 1,266kg以上 | | 8.1km/l以上 | |

(2) 目標の立て方

一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

4-1-1.2 . インテリア・寝装寝具

4-1-1.2 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------|--|
| ベッドフレーム | <p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>プラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>木質の場合にあつては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は放散速度が、<u>4.5mg/l以下0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの</u>であること。</p> <p>紙の場合にあつては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p> |
| マットレス | <p>【判断の基準】</p> <p>主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>ポリエステルを使用している主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。</p> <p>材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。</p> <p>ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 1 ベッドフレーム及びマットレスのうち、医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」及び「マットレス」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。

2.3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 「放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のもの」とは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散

量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

| 平均値 | 最大値 |
|---------|---------|
| 0.5mg/L | 0.7mg/L |

- ~~3.5~~ 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生利用したものをいう。
- ~~4.6~~ ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- ~~5.7~~ ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

17. 役務

17-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------------|--|
| <u>自動車整備</u> | <p>【判断の基準】 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|--------------|--|

備考) 1 「自動車整備」とは、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。

- 2 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める基準を満たす自動車整備の件数の割合とする

15 . 公共工事

【資材】

| 品目分類 | 品目名 | 判断の基準等 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------------------|---|-------------------|-------|----------|-----------|----------|-------|-------|-----|------|-----|---------|--------------|
| 地盤改良材 | 地盤改良用製鋼スラグ | 【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用できる製鋼スラグを使用したサンドコンパクション用材料であること。 | | | | | | | | | | | | |
| セメント | エコセメント | 【判断の基準】 都市部などで発生する廃棄物のうち主たる廃棄物である都市ごみを焼却した際に発生する灰を主とし、必要に応じて下水汚泥などの廃棄物を従としてエコセメントクリンカーの主原料に用い、製品1トンにつきこれらの廃棄物を JIS A 1203 に規定される乾燥ベースで500キログラム以上使用してつくられるセメントであること。 | | | | | | | | | | | | |
| 吹付けコンクリート | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート | 【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、混和材に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。 | | | | | | | | | | | | |
| 舗装材 | 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） | <p>【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成したものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>資材等からの溶出方法及び有害物質の溶出に係る基準等当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="10">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> | 再生材料の原料となるものの分類区分 | 前処理方法 | 採石及び窯業廃土 | 前処理によらず対象 | 無機珪砂（キラ） | 鉄鋼スラグ | 非鉄スラグ | 鋳物砂 | 陶磁器屑 | 石炭灰 | 廃プラスチック | 建材廃材（汚泥を除く。） |
| 再生材料の原料となるものの分類区分 | 前処理方法 | | | | | | | | | | | | | |
| 採石及び窯業廃土 | 前処理によらず対象 | | | | | | | | | | | | | |
| 無機珪砂（キラ） | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄鋼スラグ | | | | | | | | | | | | | | |
| 非鉄スラグ | | | | | | | | | | | | | | |
| 鋳物砂 | | | | | | | | | | | | | | |
| 陶磁器屑 | | | | | | | | | | | | | | |
| 石炭灰 | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃プラスチック | | | | | | | | | | | | | | |
| 建材廃材（汚泥を除く。） | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------|--------------------------------|--|-------------------------------------|
| | | 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼等の汚泥 | 溶融スラグ化 焼却灰化又は溶融スラグ化 前処理によらず対象 |
| <u>土木用シート</u> | <u>再生PET樹脂を用いた防砂シート(吸出防止材)</u> | 【判断の基準】 再生PET樹脂(PETボトル又は繊維材料等を原料として再生されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 | |

【工法】

| 品目分類 | 品目名 | 判断の基準等 |
|--------------------|-------------------|--|
| <u>建設発生土有効利用工法</u> | <u>低品質土有効利用工法</u> | 【判断の基準】 施工現場で発生する低品質土を有効利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減する工法であること。 |

衛生器具

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|---------------|--|
| <u>水洗式大便器</u> | 【判断の基準】 洗浄水量が10.5L/回以下であること。 |
|---------------|--|

備考) 1 水洗式大便器の判断の基準については、洋風便器に適用する。

建築木材 P

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------------------|---|
| 製材 | 【判断の基準】 間伐材、林地残材又は小径木であること |
| 集成材 合板 単板積層材 | 【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。 【配慮事項】 <u>居室に使用する材料にあつては、揮発性有機化合物等の放散ができるだけ少ないこと。</u> |

- 備考) 1 「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)の判断の基準は、建築の木工事において使用するものを対象とする。
- 2 樹種選択にあたり、やむを得ず硬度、触感等の機能的特性を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

変圧器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----|--|
| 変圧器 | 【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 |
|-----|--|

- 備考) 1 「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであつて、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - H種絶縁材料を使用するもの
 - スコット結線変圧器
 - 3以上の巻線を有するもの
 - 柱上変圧器
 - 単相変圧器であつて定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
 - 三相変圧器であつて定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
 - 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
 - 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率

| 変圧器の種類別 | 相数 | 区 分 | | 基準エネルギー消費効率の算定式 |
|---------|-----|--------|--------------|----------------------|
| | | 定格周波数 | 定 格 容 量 | |
| 油入変圧器 | 単 相 | 50 H z | | $E = 15.3 S^{0.696}$ |
| | | 60 H z | | $E = 14.4 S^{0.698}$ |
| | 三 相 | 50 H z | 500 k V A 以下 | $E = 23.8 S^{0.653}$ |
| | | | 500 k V A 超 | $E = 9.84 S^{0.842}$ |
| | | 60 H z | 500 k V A 以下 | $E = 22.6 S^{0.651}$ |
| | | | 500 k V A 超 | $E = 18.6 S^{0.745}$ |
| モールド変圧器 | 単 相 | 50 H z | | $E = 22.9 S^{0.647}$ |
| | | 60 H z | | $E = 23.4 S^{0.643}$ |
| | 三 相 | 50 H z | 500 k V A 以下 | $E = 33.6 S^{0.626}$ |
| | | | 500 k V A 超 | $E = 24.0 S^{0.727}$ |
| | | 60 H z | 500 k V A 以下 | $E = 32.0 S^{0.641}$ |
| | | | 500 k V A 超 | $E = 26.1 S^{0.716}$ |

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位 W）
 S：定格容量（単位 kVA）
- 4 表の規定は、日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 438 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

再生木質ボード

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|------------------------------|---|
| パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 | <p>【判断の基準】 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。<u>（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</u> 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が<u>平均値で0.50.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下</u>であること。</p> <p>【配慮事項】 <u>居室に使用する材料にあつては、揮発性有機化合物等の放散ができるだけ少ないこと。</u></p> |
|------------------------------|---|

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

断熱材

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|-----|--|
| 断熱材 | <p>【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、<u>あって、次の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</u></p> <p><u>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</u></p> <p><u>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件要件を併せて満たすものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。 <p><u>断熱材のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が$0.028\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ { $0.024\text{kcal}/\text{m}\cdot\text{h}$ } を超えるものについては、<u>ハイドロフルオロカーボン</u>を含有していないこと。</u></p> <p>【配慮事項】 <u>発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化影響の小さい物質が使用されているか又はハイドロフルオロカーボンの使用量の低減に配慮されていること。</u></p> |
|-----|--|

備考) 熱伝導率の測定方法は、日本工業規格A1412により、平均温度(試験体温度)は20 とする。

空調用機器

(1) 品目及び判断の基準等

| | |
|--------------------|--|
| ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | 【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が 1.10 以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 |
|--------------------|--|

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が 28kW 以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が 50 ヘルツ 60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位 kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位 kW）

Eec：冷房消費電力（単位 kW）を 1 kWh につき 40,250,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

Ch：暖房標準能力（単位 kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位 kW）

Eeh：暖房消費電力（単位 kW）を 1 kWh につき 40,250,050 kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位 kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。